

別表（第5関係）

懲戒処分基準

| 処分事由 | 根拠条文 (① 内は行政書士法人について | 懲戒処分の種類 | |
|--------------------------|-----------------------------|--|--|
| | | 行政書士 | 行政書士法人 |
| 公正・誠実履行義務違反 | 法第1条の2第1項（法第13条の17で準用） | 戒告、二年以内の業務の停止（以下「業務の一部等停止」という。）又は業務の禁止 | 戒告、二年以内の業務の全部若しくは一部の停止（以下「業務の一部等停止」という。）又は解散（従たる事務所に係る処分を行うときは、戒告又は業務の一部等停止） |
| 他の法令で制限されている業務の実施 | 法第1条の3第2項、第1条の4ただし書 | 戒告又は業務停止 | — |
| 二以上の事務所の開設 | 法第8条第2項 | 戒告又は業務停止 | — |
| 使用人行政書士及び法人社員等行政書士の事務所開設 | 法第8条第3項 | 戒告又は業務停止 | — |
| 帳簿の備付、保存義務違反 | 法第9条（法第13条の17で準用） | 戒告又は業務停止 | 戒告又は業務の一部等停止 |
| 信用・品位確保義務違反 | 法第10条（法第13条の17で準用） | 戒告、業務停止又は業務の禁止 | 戒告、業務の一部等停止又は解散（従たる事務所に係る処分を行うときは、戒告又は業務の一部等停止） |
| 報酬の額の掲示義務違反 | 法第10条の2第1項（法第13条の17で準用） | 戒告又は業務停止 | 戒告又は業務の一部等停止 |
| 依頼応諾義務違反 | 法第11条（法第13条の17で準用） | 戒告又は業務停止 | 戒告又は業務の一部等停止 |

| | | | |
|------------------------|-------------------------------|----------------|---|
| 守秘義務違反 | 法第 12 条 | 戒告、業務停止又は業務の禁止 | — |
| 重大な非行 | 法第 14 条 | 戒告、業務停止又は業務の禁止 | — |
| 社員の資格違反 | 法第 13 条の 5 | — | 戒告又は業務の一部等停止 |
| 業務の範囲違反 | 法第 13 条の 6 | — | 戒告又は業務の一部等停止 |
| 業務執行義務違反 | 法第 13 条の 12 | — | 戒告、業務の一部等停止又は解散（従たる事務所に係る処分を行うときは、戒告又は業務の一部等停止） |
| 社員の常駐義務違反 | 法第 13 条の 14 | — | 戒告又は業務の一部等停止 |
| 特定業務制限違反 | 法第 13 条の 15 | — | 戒告又は業務の一部等停止 |
| 社員の競業の禁止違反 | 法第 13 条の 16 | — | 戒告又は業務の一部等停止 |
| 著しく不当な運営 | 法第 14 条の 2 第 1 項、第 2 項 | — | 戒告、業務の一部等停止又は解散（従たる事務所に係る処分を行うときは、戒告又は業務の一部等停止） |
| その他法又はこれに基づく命令若しくは規則違反 | — | 戒告又は業務停止 | 戒告又は業務の一部等停止 |
| 処分に違反 | 法第 14 条、第 14 条の 2 第 1 項、第 2 項 | 業務停止又は業務の禁止 | 業務の一部等停止又は解散（従たる事務所に係る処分を行うときは、業務の一部等停止） |